

# マイナンバー

解説

多数の関係者の  
個人番号を収集

第2回は、民間企業で必須となる3つのマイナンバーへの対応（①個人番号の収集、②個人番号の保管、③帳票への記入と行政機関などへの提出）のうち、①個人番号の収集について詳しく解説する。

マイナンバー制度の下では、社会保障と税に関する書類に個人番号を記載する必要があ

対象者	個人番号の記載が必要となる帳票の代表例	帳票への記載開始時期
従業員 扶養親族 など	源泉徴収票、扶養控除等（異動） 申告書	平成28年分の給与所得などから
社会保険	雇用保険の書類	平成28年1月1日から
	健康保険・厚生年金保険の書類	平成29年1月1日から
取引先	報酬、料金、契約金および賞金 の支払調書 不動産の使用料などの支払調書	平成28年分の支払いから
株主	配当、剩余金の分配および基金 利息の支払調書	平成28年分の支払いから (既存株主に3年間猶予)

そのため、民間企業は、源泉徴収票などの

る。

そのため、民間企業は、源泉徴収票などの

②

税務関係の書類と、社会保険関係の書類に個人番号を記載するため、従業員とその扶養親族などの個人番号を収集する必要がある。

また、支払調書を提示する取引を行っている取引先と株主から個人番号を収集する必要がある。

「番号確認」とは、番号が間違っていないか否かの確認である。

出する取引を行ってい

る。

組み合わせて確認す

る。年金手帳や健康保険証などを2つ

から提供を受ける場合、(2)の典型的な例は、国民年金の第3号被保険者

から提供を受ける場合、(2)の典型的な例は、国民年金の第3号被保険者

が定められ

る。

立することが重要であ

る。

立ることが重要であ

る。

立することが重要であ

る。

立することが重要であ